

部 会 に つ い て

環境審議会では、専門的調査や研究を要する事項について、部会を設置し、検討することとしています。

この度の委員体制においても部会を設置し、専門的事項について審議を行うこととします。設置する部会は自然環境部会とし、引き続き自然環境調査に関する専門的事項について審議を行います。

◆ 設置する部会

・ 自然環境部会（招集委員については会長指名）

自然環境部会を設置し、下記事項について審議を行うこととします。
 なお、自然環境部会では、希少生物の生息状況や生息場所など、保全上、重要なデータを取り扱うことから、これまで非公開としています。

審議内容	(1) 自然環境調査に関すること (2) 生物多様性あかし戦略の取り組みの方向性に関すること
------	---

◆ その他

・ 資源循環推進部会

これまで、資源循環推進部会で審議を行ってきた一般廃棄物処理基本計画については、本年5月に策定されたことから、今回は部会の招集は行わず、廃棄物関係の案件については、環境審議会での協議・報告とします。